

今年の10月より国民健康保険税の特別徴収 (年金からの天引き)が始まります

今年の4月号以降の広報等でもお知らせしましたが、平成20年度の国民健康保険税について、次にあげる ～ のすべての条件に当てはまる人は今年の7月、8月、9月は普通徴収(納付書での納付もしくは口座振替)、今年の10月、12月、来年の2月は特別徴収(年金からの天引き)を行います。

特別徴収開始時期は市町村によって異なります。平成21年度分からは平成21年の4月より特別徴収(年金からの天引き)を開始します。

◆特別徴収(年金からの天引き)になる条件

国民健康保険加入者全員が65歳から75歳未満の世帯。

世帯主本人が国民健康保険加入者の場合。

介護保険料を特別徴収されている世帯主の年金が年額18万円以上で、その年金において介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金額の2分の1を超えない場合。

世帯主の介護保険料が特別徴収になっている場合。

年金を担保に供していない場合。

上記のすべての条件を満たしている場合のみ、世帯主の年金からの特別徴収となります。注1

注1 年度途中で世帯主が75歳になられる世帯は全て普通徴収(納付書での納付もしくは口座振替)になります。また、世帯主の国民健康保険税の支払方法が既に口座振替で、かつ国民健康保険税の滞納がない場合は、引き続き口座振替になります。

注2 年度途中で特別徴収対象者の国民健康保険税が減額になった場合は普通徴収でのお支払い、増額になった場合は特別徴収と普通徴収の両方のお支払いになります。

注3 ～ の条件に当てはまらない人は、今年の7月から来年の2月まで普通徴収(納付書での納付もしくは口座振替)になります。

今年の10月より国民健康保険税の特別徴収(年金からの天引き)の対象になっている人のうち、希望される人は今年の12月より国民健康保険税の特別徴収を口座振替にすることが可能になりました。

国民健康保険税について、平成20年10月より特別徴収(年金からの天引き)になっている人のうち、以下の と の両方の条件を満たす人は、直接、市国保年金課国保係へ口座振替へのお申込みをいただくことによって、お支払い方法を今年の12月より特別徴収から口座振替にすることが可能となりました。

その際、特別徴収(年金天引き)については今年の10月のみを行います

過去の国民健康保険税を滞納することなく納めていただいている人。

これからの国民健康保険税を口座振替により納めていただける人。

上記のすべての条件を満たしている場合のみ、今年の12月以降の特別徴収を口座振替にすることが可能となります。

注1 8月中に口座振替のお申し込みをされた人は... 7月から8月までは納付書での納付。9月は口座振替、10月は特別徴収(11月徴収なし)、12月以降は口座振替になります。

注2 9月中に口座振替のお申し込みをされた人は... 7月から9月までは納付書での納付。10月は特別徴収(11月徴収なし)、12月以降は口座振替になります。

注3 特別徴収から口座振替に変更した人が滞納した場合は来年10月より特別徴収を再開しますので、口座振替通帳の残高不足等にはご注意願います。

■ 特別徴収から口座振替への変更のお申込みは**9月30日(火)**までに必ず『国民健康保険証、届出印』
口座振替の通帳および通帳をご持参のうえ、直接、市国保年金課国保係までお願いいたします。
但し土日祝日を除きます

問い合わせ先 国保年金課 国保係 内線424、425